

立候補届出前の選挙運動は禁止されています。

「先んずれば人を制す」ということわざは、選挙では通用しません。立候補届出前の選挙運動は無用な競争を招き、選挙運動費用も増加させるおそれがあるため、すべて禁止されています。フェアでお金かけない選挙を実施するためにスタートは全候補者、同時にです。

次のような人々は選挙運動を禁止されています。

〈全面的に禁止されている人〉

- 特定公務員(選挙管理委員会の委員と職員、裁判官、警察官など)
- 満18歳未満の者
- 選挙犯罪を犯したため、選挙権・被選挙権を停止している者

〈関係区域内で禁止されている人〉

- 選挙事務関係者(投票管理者、開票管理者、選挙長など)

〈地位を利用しての選挙運動を禁止されている人〉

- 国・地方公共団体の公務員
- 特定独立行政法人・特定地方独立行政法人の役職員
- 公庫の役職員
- 教育者



寄附はおことわりを貫こう

きれいな選挙や政治をするために、政治家や候補者は選挙のあるなしにかかわらず、選挙区内の人に寄附をしてはいけないことになっています。

有権者が、これらの人たちに寄附を要求したり、勧誘したりするのもいけません。

選挙にお金がかからないようにすること。これは選挙や政治がきれいに行われるためにとても大切なことです。

そして、それは政治家や候補ばかりでなく、有権者のみなさんの協力があってはじめて実現できるのです。

一人ひとりの理解と自覚が強く求められているのです。

●三ない運動のキャッチフレーズ

**「贈らない
求めない
受けとらない」**

時候のあいさつ状、お歳暮やお中元、祭りや各種集会への祝儀、親睦旅行への差入れ、ちょっとしたおみやげ等

